

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A 1 次に掲げる用語の定義のうち、電波法の規定に照らし、誤っているものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 5 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A 2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許内容の変更について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、□A□を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
 のただし書の事項について無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
 の変更は、□B□に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。

- | A | B |
|----------------------------|------------------|
| 1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 | 電波の型式及び周波数 |
| 2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 | 周波数、電波の型式又は空中線電力 |
| 3 無線局の目的 | 電波の型式及び周波数 |
| 4 無線局の目的 | 周波数、電波の型式又は空中線電力 |

A 3 次の記述は、船舶に設置する無線航行のためのレーダーの指示器について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

指示器は、次の条件に合致するものであること。

- (1) 表示面における不要の表示であって □A□ 及び他のレーダーによるものを減少させる装置を有すること。
- (2) □B□ を表示することができること（極座標による表示方式のものの場合に限る。）

- | A | B |
|-------------------|--------|
| 1 雨雪によるもの | 船首方向 |
| 2 雨雪によるもの | 船舶の全方向 |
| 3 雨雪によるもの、海面によるもの | 船首方向 |
| 4 雨雪によるもの、海面によるもの | 船舶の全方向 |

A 4 次の記述は、無線従事者の免許証の訂正及び再交付について、無線従事者規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

第四級海上無線通信士の資格の無線従事者は、□A□に変更を生じたときは、所定の様式の申請書に免許証及び□A□の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、□の規定による免許証の再交付を受けることを妨げない。

無線従事者は、免許証を□B□のために免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真 □C□
- (3) □A□ の変更の事実を証する書類（□に規定する場合に限る。）

- | A | B | C |
|-----------|-------------|----|
| 1 氏名 | 汚し、破り、又は失った | 1枚 |
| 2 氏名 | 破り、又は失った | 2枚 |
| 3 本籍地又は氏名 | 汚し、破り、又は失った | 2枚 |
| 4 本籍地又は氏名 | 破り、又は失った | 1枚 |

A 5 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□A行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその□Bを漏らし、又はこれを窃用してはならない。

無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

□Cがその業務に関し知り得たに規定する秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の周波数により	内容	無線通信の業務に従事する者
2 特定の周波数により	存在若しくは内容	免許人
3 特定の相手方に対して	内容	免許人
4 特定の相手方に対して	存在若しくは内容	無線通信の業務に従事する者

A 6 次の記述は、船舶局の運用について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局の運用は、その船舶の□Aに限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信のことをいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、□B若しくは時刻又は使用□Cについて、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中	通信方式	電波の型式、周波数若しくは空中線電力
2 航行中	通信の順序	電波の型式若しくは周波数
3 航行中及び航行の準備中	通信方式	電波の型式若しくは周波数
4 航行中及び航行の準備中	通信の順序	電波の型式、周波数若しくは空中線電力

A 7 次の記述は、時計、業務書類等の備付け及び時刻の照合について、電波法及び無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局には、正確な時計及び□Aを備え付けておかななければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

の時計は、その時刻を□B中央標準時又は協定世界時に照合しておかななければならない。

A	B
1 総務省令で定める書類	毎日正午及び午後8時の2回
2 総務省令で定める書類	毎日1回以上
3 無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類	毎日正午及び午後8時の2回
4 無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類	毎日1回以上

A 8 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の□A、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。

の規定により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を□Bに通知しなければならない。

- | A | B |
|-------------|--------|
| 1 航行中毎日1回以上 | 船舶の責任者 |
| 2 航行中毎日1回以上 | 免許人 |
| 3 入港中に | 船舶の責任者 |
| 4 入港中に | 免許人 |

A 9 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信の呼出しの反復及び再開について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

呼出しは、□A反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも□Bの間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

- | A | B |
|----------------|-----|
| 1 3回 | 3分間 |
| 2 3回 | 2分間 |
| 3 2分間の間隔をおいて2回 | 3分間 |
| 4 2分間の間隔をおいて2回 | 2分間 |

A 10 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）の呼出し及び呼出しの反復について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。

- (1) 呼出しの種類
- (2) 相手局の識別表示
- (3) □A
- (4) 自局の識別信号
- (5) □B
- (6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。）
- (7) 終了信号

海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔をおいて2回送信することができる。

船舶局における呼出しは、□C以上の間隔をおいて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも□Dの間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。

- | A | B | C | D |
|---------|-------|-----|------|
| 1 通報の種類 | 通報の型式 | 1分間 | 10分間 |
| 2 通報の種類 | 通報の型式 | 5分間 | 15分間 |
| 3 通報の型式 | 通報の種類 | 5分間 | 10分間 |
| 4 通報の型式 | 通報の種類 | 1分間 | 15分間 |

A 11 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信について述べたものである。電波法の規定に照らし、誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 2 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- 3 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 4 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 5 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、安全通信を取り扱わなければならない。

A 12 次の記述は、遭難自動通報設備の機能試験について、無線局運用規則及び電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。

内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

遭難自動通報局においては、 A、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかななければならない。

の規定は、遭難自動通報局以外の無線局の遭難自動通報設備について準用する。

遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、 Bの規定により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、 B、これを保存しなければならない。

- | A | B |
|--------------|------------------|
| 1 1年以内の期間ごとに | 当該試験をした日から2年間 |
| 2 1年以内の期間ごとに | 免許の有効期間が満了するまでの間 |
| 3 2年に1回 | 当該試験をした日から2年間 |
| 4 2年に1回 | 免許の有効期間が満了するまでの間 |

A 13 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、無線電話を使用する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合（遭難通信及び緊急通信を行う場合に限る。）を除く。）は、 A又は通常使用する呼出電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不相当であるときは、この限りでない。

海上移動業務において、無線電話を使用して安全通報を送信する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて送信する場合を除く。）は、 Bの規定にかかわらず通常通信電波により行うものとする。ただし、 Bにより安全呼出しを行った場合においては、当該電波によることができる。

- | A | B |
|-----------------------------------|----------------|
| 1 F3E電波156.8MHz | A3E電波27,524kHz |
| 2 F3E電波156.8MHz | F3E電波156.8MHz |
| 3 A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz | A3E電波27,524kHz |
| 4 A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz | F3E電波156.8MHz |

- A 14 次の記述は、無線局の無線業務日誌に記載する時刻について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

無線業務日誌に記載する時刻は、次に掲げる区別によるものとする。

- (1) 船舶局、航空機局、船舶地球局、航空機地球局又は国際通信を行う航空局においては、□A□（国際航海に従事しない船舶の船舶局若しくは船舶地球局又は国際航空に従事しない航空機の航空機局若しくは航空機地球局であって、□A□によることが不便であるものにおいては、□B□によるものとし、その旨表示すること。）
- (2) (1)以外の無線局においては、□B□

A	B
1 中央標準時	協定世界時又は中央標準時
2 中央標準時	協定世界時
3 協定世界時	協定世界時又は中央標準時
4 協定世界時	中央標準時

- B 1 次の記述は、海上移動業務の無線局の運用について述べたものである。電波法の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

イ 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

ウ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

エ 無線局は、免許状に記載された運用義務時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

オ 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- B 2 次に掲げる事項のうち、無線局運用規則の規定により、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができないものに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難呼出し
- イ 船位通報の送信
- ウ 遭難通報の送信
- エ 緊急呼出し
- オ 安全呼出し

- B 3 次の記述は、海上移動業務における無線電話による呼出し及び応答に関して述べたものである。無線局運用規則の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 呼出しは、「(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下」を順次送信して行う。

イ 応答は、「(1) 相手局の呼出名称 1回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 1回」を順次送信して行う。

ウ 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

エ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して直ちに応答しなければならない。

オ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、混信を与えない程度に空中線電力を低下させて呼出しを行わなければならない。

B 4 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査）について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに□ア（以下「無線設備等」という。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

の検査は、当該無線局についてその検査を の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に □イ の場合においては、 の規定にかかわらず、 □ウ ことができる。

の検査は、当該無線局の免許人から、 の規定により総務大臣が通知した期日の □エ 前までに、当該無線局の無線設備等について総務大臣の登録を受けた無線設備等の点検の事業を行う者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、 の規定にかかわらず、その □オ を省略することができる。

- | | | | |
|------------|-------------------|----------|-----------|
| 1 外国地間を航行中 | 2 その時期を延期し、又は省略する | 3 2週間 | 4 計器及び予備品 |
| 5 1箇月 | 6 その検査を行わない | 7 時計及び書類 | 8 一部 |
| 9 全部 | 10 運航を休止中 | | |

B 5 次に掲げる者のうち、電波法の規定により、罰則（刑罰又は過料）の規定が適用される者を1、適用されない者を2として解答せよ。

- ア 無線局の予備免許を受け、工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしなかった者
- イ 総務大臣の免許がないのに無線局（免許を要しないものを除く。）を開設し、又は運用した者
- ウ 無線設備の変更の工事の許可を受け、変更検査に合格する前に許可に係る無線設備を運用した者
- エ 正当な理由がないのに無線局の運用を引き続き6箇月以上休止した者
- オ 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者

B 6 次の記述は、無線局に備える無線検査簿及び無線業務日誌について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- イ 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- ウ 義務船舶局において、無線局運用規則第5条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する無線設備の機能試験を行ったときは、その結果の詳細を無線検査簿に記載しなければならない。
- エ 船舶局においては、レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細を無線業務日誌に記載しなければならない。
- オ 使用を終わった無線検査簿は、当該無線局の免許の有効期間満了の日又は廃止の日まで保存しなければならない。